

## 浦安市規則第4号

浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具の給付をすることにより、その者の日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等であつて、法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けたものをいう。
- (2) 小児慢性特定疾病児童 前号に掲げるもののうち、法第6条の2第1号に掲げるものをいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (4) 成年患者 第1号に掲げるもののうち、法第6条の2第2号に掲げるものをいう。

(対象者)

**第3条** 日常生活用具の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者であつて、別表第1種目の欄に掲げる日常生活用具の種目に応じ、同表対象者の欄に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている在宅の小児慢性特定疾病児童等であること。
- (2) その他市長が必要と認める者であること。

(対象となる日常生活用具の種目の基準等)

**第4条** 給付の対象となる日常生活用具の種目、対象者、性能等及び基準額は、

別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に掲げる日常生活用具のうち、紫外線カットクリーム、ストーマ用装具（消化器系）、ストーマ用装具（尿路系）及び人工鼻については、1の年度において、当該日常生活用具の給付に要した額が別表第1に定めるそれぞれの基準額に満たないときは、当該基準額に達するまで給付することができる。

（給付の制限等）

**第5条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令の規定により、この規則と同様の給付を受けることができる者については、この規則の規定による給付はしない。

- 2 第7条の規定により日常生活用具（別表第1に掲げる紫外線カットクリーム、ストーマ用装具（消化器系）、ストーマ用装具（尿路系）及び人工鼻を除く。）の給付の決定を受けた者については、修理不能等の理由により再度給付することが合理的であると市長が特に認める場合を除き、同種の日常生活用具の給付はしない。

（申請等）

**第6条** 日常生活用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者（以下「申請者」という。）は、当該日常生活用具を購入する前に、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証（千葉県知事が交付する法第19条の3第7項に規定する医療受給者証をいう。）の写し
- (2) 日常生活用具の種目及びその価格が記載された見積書
- (3) 日常生活用具の概要が分かる資料（カタログ等）
- (4) 医師の意見書（市長が指定した場合に限る。）
- (5) 当該小児慢性特定疾病児童等が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の課税状況について市が保有する情

報により確認することに同意した者については、同項第5号の書類の添付は要しない。

3 申請者は、第1項の規定による申請の前に、当該日常生活用具の給付について市長と協議しなければならない。

(決定等)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付の可否を決定し、その結果を浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対しては、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（別記第3号様式。以下「給付券」という。）を、併せて交付するものとする。

(費用の負担等)

**第8条** 給付決定者は、同一の月に給付を受ける日常生活用具につき、別表第2階層区分の欄及び世帯の階層（細）区分の欄の区分に応じて、それぞれ同表徴収基準月額欄及び徴収基準加算月額欄に定める額を負担するものとする。ただし、給付を受ける日常生活用具の価格が同表の徴収基準月額及び徴収基準加算月額に満たないときは、当該給付を受ける日常生活用具の価格を負担するものとする。

2 前項本文の場合において、給付を受ける日常生活用具の価格が別表第1に定める基準額を超えるときは、前項に規定する徴収基準月額及び徴収基準加算月額に当該基準額を超える部分の額を加算した額を負担するものとする。

3 給付決定者は、給付券と引き換えに、給付について見積書を徴収した事業者から日常生活用具を受領する際、前2項の規定により負担すべき額をその事業者を支払わなければならない。

4 給付決定者は、当該日常生活用具の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用を負担しなければならない。

5 市長は、災害その他やむを得ない理由により給付決定者が利用者負担額を納入することが困難であると認められるときは、当該利用者負担額を変更することができる。

(給付の方法)

**第9条** 給付決定者は、市長が指定する期日までに、給付券と引換えに、当該日常生活用具の給付について見積書を徴収した事業者から、当該給付の決定を受けた日常生活用具の給付を受けるものとする。

2 前項の場合において、市長は、給付決定者が当該事業者に支払うべき当該日常生活用具の給付に要した費用について、給付をすべき額の限度において、当該給付決定者に代わり、当該事業者に支払うものとする。この場合において、当該事業者は、当該費用について、市長が指定する期日までに市長に請求するものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、給付決定者に対し、給付があったものとみなす。

(申請事項の変更等)

**第10条** 給付決定者は、申請事項に変更が生じたときは、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具申請事項変更届（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、第6条第1項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、給付の決定を取り消すことができる。

(譲渡等の禁止)

**第11条** 日常生活用具の給付を受けた者は、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(給付の決定の取消し及び返還)

**第12条** 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付が行われているときは、当該日常生活用具

の給付に係る額について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に浦安市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱を廃止する告示(令和5年告示第14号)の規定による廃止前の浦安市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により日常生活用具の給付(次項の規定によりなお従前の例によることとされた給付を含む。)がなされたものについては、この規則による給付がなされたものとみなす。

3 施行日前に旧要綱第6条第1項の規定により申請のあった給付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条・第4条・第5条第2項・第8条第2項）

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	<sup>じょくそう</sup> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗の防止ができる機能を有するもの	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水及び温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。 (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、小児慢	99,000円

		性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	
特殊尿器	自力で排尿することができない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、電動車椅子を除く。	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線を遮ることができるもの	41,580円 (年額)

ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250円
ストーマ用装具（消化器系）	人工 <sup>こう</sup> 肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円 （年額）
ストーマ用装具（尿路系）	人工 <sup>ぼうこう</sup> 膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円 （年額）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円 （年額）

備考 この表に掲げる日常生活用具を使うために附属品が必要な場合にあつては、当該附属品がないと当該日常生活用具が機能しない等の場合においてのみ、当該日常生活用具とともに給付することとし、当該附属品のみの給付は認めないものとする。



別表第2（第8条第1項）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	110円
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円	230円
D階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	2,900円
	D 1 階層	3,001円以上5,800円以下	3,450円
	D 2 階層	5,801円以上8,700円以下	3,800円
	D 3 階層	8,701円以上13,000円以下	4,250円
	D 4 階層	13,001円以上17,400円以下	4,700円
	D 5 階層	17,401円以上22,400円以下	5,500円
	D 6 階層	22,401円以上28,200円以下	6,250円
	D 7 階層	28,201円以上58,400円以下	8,100円
	D 8 階層	58,401円以上75,000円以下	9,350円
	D 9 階層	75,001円以上96,600円以下	11,550円
	D 10 階層	96,601円以上121,800円以下	13,750円
	D 11 階層	121,801円以上175,500円以下	17,850円
	D 12 階層	175,501円以上221,100円以下	22,000円
D 13 階層	221,101円以上380,800円以下	26,150円	

	D 14 階層		
	380,801円以上549,000円以下	40,350円	4,040円
	D 15 階層		
	549,001円以上579,000円以下	42,500円	4,250円
	D 16 階層		
	579,001円以上700,900円以下	51,450円	5,150円
	D 17 階層		
	700,901円以上849,000円以下	61,250円	6,130円
	D 18 階層		
	849,001円以上1,041,000円以下	71,900円	7,190円
	D 19 階層		
	1,041,001円以上	全額	左の利用者負担額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
	D 20 階層		

#### 備考

##### 1 徴収基準月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の小児慢性特定疾病児童等が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な当該小児慢性特定疾病児童等以外のものについては、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 徴収基準月額及び徴収基準加算月額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 小児慢性特定疾病児童等に扶養義務者がいないときは、徴収基準月額及び徴収基準加算月額は0円とする。ただし、当該小児慢性特定疾病児童等本人に市町村民税が課されている場合は、当該本人に対し、扶養義務者に準じて、徴収基準月額及び徴収基準加算月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児童等（以下「対象者」という。）が属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養している者のうち、対象者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行うものとする。

3 この表の備考の「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する直系血族、兄弟姉妹（ただし、18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、除く。）及びそれ以外の三親等以内の親族で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養の義務を負わせる者をいう。た

だし、対象者と同一の世帯に属さない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養をしている者の他は、扶養義務者としての取扱いはしないものとする。

- 4 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 5 世帯の階層区分の認定は、給付の申請があった日の属する年度（当該申請があった日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、当該申請があった日の属する年度の前年度）の課税状況を適用する。
- 6 所得割の額を算定する場合には、対象者及びその対象者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率により算出された額を用いるものとする。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

（宛先）浦安市長

年 月 日

日常生活用具の給付を受けたいので、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

対 象 者 ( 児 童 ・ 成年患者)	ふりがな		生 年	
	氏 名		月 日	
	居 住 地	連絡先		
	疾 病 名			
	手帳の有無			
児 童 の 保 護 者 ( 対 象 者 が 児 童 の 場 合 )	ふりがな		児 童	
	氏 名		と の	
	居 住 地	連絡先		
介 護 ・ 介 助 の 状 況				
給付を受けたい日常生活用具の名称				
日常生活用具取扱事業者名				

添付書類

- 1 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 2 日常生活用具の種目及びその価格が記載された見積書
- 3 日常生活用具の概要が分かる資料（カタログ等）
- 4 医師の意見書（市長が指定した場合に限る。）
- 5 対象者が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）のもの）。ただし、市が保有する情報により確認することに同意した場合は、不要です。

同意署名欄

日常生活用具の給付の申請に当たり、以下の事項について同意するので署名します。

費用の負担の算定のために、対象者が属する世帯の構成員及びそれ以外の者で、現に対象者を扶養しているもの全ての市町村民税課税状況に関する事実について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

世帯代表者氏名 \_\_\_\_\_

(対象者と別世帯の扶養義務者がいる場合) 別世帯代表者氏名 \_\_\_\_\_

扶養義務者の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	対象者との世帯の別
				<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯
				<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯
				<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯
				<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯
				<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯

第2号様式（第7条）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関する規則第7条の規定により通知します。

1 決定

対象者	住所			
	氏名			
	生年月日			
給付番号		給付決定日		
給付する日常生活用具				
事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額		見積額	利用者負担額	
公費負担額			超過利用者負担額	

2 却下

却下の理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条）

浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

給付番号		給付券発行 年 月 日	
対象者氏名		対象者の 生年月日 ( 歳)	
対象者住所			
申請者氏名		対象者 との続柄	
日常生活用具の名称			
事業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
日常生活用具の価格		利用者負担額	公費負担額
この給付券の 有効期限			事業者の公費 支払請求期限
上記のとおり決定したことを証する。  年 月 日  浦安市長 <span style="float: right;">印</span>			
①事業者が納付した日		②申請者から受領した額及び年月日	
③事業者の担当者氏名		④日常生活用具の受領者氏名	

備考 ①から③までについては納付した事業者が、④については日常生活用具を受領した者が記入してください。

第4号様式（第10条第1項）

浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具申請事項変更届

年 月 日

（宛先） 浦安市長

住 所  
申請者 氏 名  
（成年患者・保護者）対象者との続柄  
連 絡 先

次のとおり申請事項に変更が生じたので、浦安市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関する規則第10条第1項の規定により、届け出ます。

対象者 (児童・成年 患者)	氏 名	
	生年月日	
変更事項		
変更後		
変更前		

備考 変更が生じたことを証する書類を添付してください。